

野田市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年12月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
4 番	齊 藤 和 夫	5 番	石 塚 正 夫
6 番	遠 藤 一 浩	7 番	吉 岡 清 美
8 番	荒 木 大 輔	9 番	染 谷 美佐夫
10 番	宇佐見 稔 久	11 番	後 藤 和 久
12 番	鳩 貝 直 子	13 番	藤 井 愛 子

〈農地利用最適化推進委員〉

1 番	江 村 昭 夫	2 番	中 島 利 男
3 番	針ヶ谷 久 翁	4 番	藤 井 文 男
5 番	岡 田 武 志	6 番	栗 原 英 雄
8 番	張 替 均	9 番	山 田 教 明
10 番	池 澤 保	11 番	木 村 安 雄
12 番	知 久 清 治	13 番	松 沼 貴
14 番	和 田 利 浩		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用集積計画（一括）について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第5号 農地法第30条に基づく利用状況調査の実施報告について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事	山代 紘平
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和6年第12回野田市農業委員会総会を開会します。

(午後1時30分)

本日の欠席者を申し上げます。

3番 筑井委員は所用のため、農地利用最適化推進の金剛寺委員は病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

5番 石塚 正夫 委員

6番 遠藤 一浩 委員 を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。申請地は、畑1筆で176平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、遠隔地により作付けが困難なため。

譲受人は、農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、12月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番から4番、議案第2号 申請番号1番、2番、4番、5番については吉岡委員、議案第1号 申請番号5番から7番、議案第2号 申請番号3番、6番から10番については山田委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で3,877.50平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲受人から文部科学省委託事業において計画する農業体験の実践の場として、圃場を賃貸するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

資料にあるとおり、申請者が学校法人で新規に耕作することから、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

議長 本案については、説明員として、申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

－申請人入室－

議長 それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

－申請人説明－

申請人 失礼いたします。

私、学校法人〇〇〇〇専修学校の校長をやっております〇〇と申します。

事業の内容について説明させていただきます。

私どもは、調理科をですね、調理師の養成施設でありまして、食を取り扱う学校でございます。

その一環でですね、生徒達は食材がきたところから加工するという技術・技能を習得するんですけれども、それぞれの食材がですね、どのような環境で、どのような手を加えて育ってきたのか、その食材の育ってきた背景を知ることによってその食材の調理をできるような、みなさんに喜んでもらえるような調理、料理人になってほしいというのが、今回の計画の原点です。

背景といたしましては、昨年度より野田市との地方創生事業に向けた取り組みを始めていまして、もうプレスリリースで発表されておりますけれども、令和8年の春先に8階のレストラン跡地を高校生レストランとしてリニューアルオープンしようと。

その話をしている矢先に全国高等専修学校協会から野田市へ、文部科学省の委託事業にチャレンジしてくれないか、というリクエストがありました。

文部科学省が公募をして、全国で5校ですね。

3年間、文科省が提示したテーマに沿って研究をするという、そういう取組でございます。

ちょうど、地方創生事業をすすめていましたので、これに国の方針を加えれば、さらに充実した内容になるのではないかと、ということです。

その中で、皆様方には釈迦に説法でお恥ずかしい話なんですけど、この国の農業のおかれた状況というのが、就農人口が全国で130万人前後、就農年齢平均が70歳近いということで、なんとか就農者を育てたいと。

この国の食を守るには今、何らかの形で取り組まなければいけないという志がございます。

ただし、私どもはド素人でございますので、私たち単体では何もできません。

野田市様、農政課、JA様のお力をお借りしまして、この事業を進めたいと思っております。

まずは生徒のトレーニングですね。

体験型農園で、農業のトレーニングをやっていき、将来的には学校法人、もしくは学校法人傘下に子会社を作って本格的に農業事業に取り組んでいきたいと計画しております。

おそらく、2～3年は収支もマイナスもしくは若干の利益しかでないでしょうけれども、少なくとも令和8年の春までには、レストランに食材の一部を野田のファームから提供できるところまでは持っていきたいと考えております。

議長 今の説明から、何かご質問ありますか。

荒木委員 2点、確認させていただきたく。

文科省の事業というところですが、日常の管理については、どのようにされていくんでしょう

か。

申請人 はい、当面は外注してですね、管理をお願いしていこうと考えています。

徐々に、私どもの職員も交えて、指導を受けたうえで、やっていこうと。

あとは、生徒を部活動の一環として草刈りなどはカリキュラムにいられていこうと考えてます。

荒木委員 では、指導する人をどうされるのですか。

あのあたりは、農家の人員も少ないので、先生になる人がいるのかなと。

申請人 はい、J A様から紹介がありまして、常時2名お手伝いいただけるというお話を頂いています。

それにサポーターとしてもう1名、計3名ですね、お願いする予定です。

宇佐見委員 この間、現地に伺ったんですが、さっきの説明を聞いて2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、2～3年後には黒字化したいっていう話でしたが、農機具や工具、トラクターなど、非常に高価になっていて、そういうものを全て揃えるとなると、本当に大変です。

そこらへんは、どう揃えていきますか。

2点目は、最近是有機農業ですとか減農薬とかが推奨されているんですが、それとも在来 of 農業をやっていかれるのか、そこらへんはどうお考えなんですかね。

申請人 一番目の質問ですが、そう簡単に黒字化できるとは思っていませんで。

地主さんやJ Aさんから大きな機具やトラクターは借りてやっていく手はずです。

小さな工具については、学校で購入して永年ですべて使う計画です。

二番目の質問についてですが、有機や無農薬ということには魅力を感じます。

野田市の総合戦略の中にもそういったことが記載されています。

将来的には減農薬、無農薬といった方向性にいきたいですけれども、今はまだ私どもにはそのノウハウがありませんので、まずは通常の方法で、それでも色々と失敗をしながら、取り組んでいきたいと思います。

議長 ほかにありますか

中島推進委員 2点あるんですが。

1点目は、文科省の委託事業ということが書いてありますが、農業事業に支援とかはないんですか。

2点目は、面積が4反あるんですが、野菜と果樹の両方やるのか、野菜だけをやるのか、その辺もお聞きしたい。

申請人 1点目ですが、文科省から資金的支援はございます。

例えば、固定資産にしない会議の消耗品ですとか、日当の適用とかそういった部分の延長がございまして。

ただ、契約期間3年間の満了するまでということになります。

あとは、文科省の名前で何か開発したりとかしますと、文科省の著作権ということで、全国に文科省のホームページを通じて公開されることになります。

2点目ですが、両面で考えております。

野菜はいわゆるレストランで使われるものを中心として作っていきたいと考えております。

令和7年はまだレストランがオープンしてませんので、毎日行われている本校の調理実習の一部として使っていきたいと考えております。

果樹では、具体的に言いますとブルーベリーとかですね、私ども製菓の授業がございまして、毎年、スイーツ甲子園という大会にもチャレンジしております。

そういった中で、よく使われるブルーベリーですね。

ストロベリーといった意見もあるんですが、なかなか私どもでは栽培させることが難しいかなと。

なので、ブルーベリーというところで考えています。

議長 ほかに、ありませんか。

ひとつ、お願いが。

借りた畑以外のところに生徒さんが入りこまないように十分に気をつけてお願いします。

それと、もう一つは、そのレストランについて、無事成功をお祈りしています。

頑張って取り組んでください。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声あり－

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

－申請人退席－

議長 続きまして、申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で、2,699平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号3番について報告します。

申請地は田1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田3筆で8,665平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

申請地は田3筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で99平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が困難なため。

譲受人は、農業経営の効率化を図るためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号5番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で2,052平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人からの要望のため。

譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号6番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

事務局から新規就農者との説明がありましたが、申請人は半年前から市役所に相談に来ていた経緯があります。

現地調査班としましては現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、申請者が市外ということもあり、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

申請人 今、常総市の会社で働いている〇〇〇〇です。

議長 今回、木間ヶ瀬の土地を選んだ理由ですとか、持っている機械、どういった物を作るとか、売り先とかはどうするのか、教えて下さい。

申請人 木間ヶ瀬を選んだ理由は出身が木間ヶ瀬で、実家の近くの知り合いに土地を借り、今後は親の土地もこの先、借りる予定でいます。

作る作物はいちごで、品種はとちおとめとやよい姫を考えています。

軽トラックや機具などは中古や新規で揃えていく予定です。

議長 何かご質問ありますか。

後藤委員 イチゴを作るということですが、栽培方法はどのような方法で、それと施設・整備については、どのように考えているのですか。

申請人 栽培に関しては土耕でやろうと考えています。

施設は、ハウスを建てる予定で、今回申請する農地で 50 メートルのを 3 棟建てる予定です。

実家の方の土地には 30 メートルのを 3 棟建てる予定で、そのうちの 1 棟を育苗用に考えています。

以上です。

後藤委員 全て土耕ですかね。

申請人 はい、そうです。

議長 ほかに

山田委員 木間ヶ瀬地区の農業委員として、新規就農を歓迎しています。

まずひとつお聞きしたいのが、奥さんやご両親など、ご家族のですね、新規就農ということについて、どこまでご理解や応援してもらえるのか、お聞きしたいなと。

申請人 いちごの収穫がはじまるころには、妻も仕事をやめて、一緒に手伝ってくれるとの予定でいます。

妻も一緒にやりたいとのことです。

どちらの両親も賛成というか、自分がやりたいことはやりなさいと。

自分の父も家にいるので、農作業を手伝ってくれるとのことです。

山田委員 ありがとうございます。

地元の新規就農者に対して、ここで許可を出したからといってそれだけではなく、幅広いバックアップをすること、J A、農政課、農業委員会など、若い人達をサポートするのも我々の仕事

であると思っています。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 続きまして、申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で34平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人からの要望のため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号7番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、田3筆で631.19平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態の農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から10番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で296平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市役所からおおむね1km以内であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を境界ブロックで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で79平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による進入路用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、すでに進入路として利用されており、始末書が添付されております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は浸透式舗装で敷地内浸透になります。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、土地代金となりますが、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆、合計436平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による住宅及び道路後退用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていましたが保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給水管を公共上水道管へ接続し、排水は敷地内に合併浄化槽を設置するものです。

雨水は敷地内浸透で処理となります。

周辺農地への被害防除対策は、土留めブロックを設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆 合計548平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周をロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められま

す。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 555 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周りを安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆 314 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転によるビオトープ用地です。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、樹木と雑草が生い繁って、水が溜まっていることから湿地帯のような場所でした。

転用目的がビオトープということで、現地は荒れた状態を維持するための転用申請ということです。

現地調査班としては、非常に困惑してしまい、あらためて事務局の説明を皆さんと一緒に確認したうえで審議するという判断をしました。

議長 それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局 今回の転用目的となるビオトープから説明をさせていただきます。

ビオトープとは、動物や植物が安定して生活できる生息空間のことであり、ドイツで生まれた概念で、「bio（命）」と「topos（場所）」というギリシア語を組み合わせた造語になります。

次に、今回の申請地の経緯になりますが、資料にあるとおり、譲渡人は事業者が所有している農地になりますが、経緯として平成 2 年 11 月に合計 10 筆を駐車場用地に転用しており、今回の申請地以外の 9 筆は今現在も駐車場用地として利用されている状況にあります。

今回の申請地は駐車場として利用している他の 9 筆と離れており、手つかずの状態が残っていましたが、これは憶測になりますが当時地権者がこの事業者へ売却する際に、この土地も抱き合わせて購入させたものではないかと考えます。

野田市においてビオトープとなれば、生物多様性などを取り扱うみどりと水のまちづくり課になり、野田市の自然環境を守るため、自然環境調査拠点を市内に 13 か所指定し、昆虫・植物などのサンプルを捕獲・採取して調査しておりますが、今回の申請地となる場所も調査拠点となっております。

申請人となる譲受人の方は、野田の自然保護の会で活動されており、行政の自然保護事業にも協力している方で、何度か市報にも掲載されております。

今回申請に至った経緯を、みどりと水のまちづくり課から伺いましたが、今回の申請場所には、蛍が多く生息しており、野田市においても蛍の鑑賞会などを実施しているとのことで、この地を長く存続させるためにも譲受人の方に協力を仰ぎ、周辺の土地所有者に声をかけ、一帯的に保全管理していくことの協力を得ているとのことです。

その中で、譲渡人となっている事業者が譲受人の方の自然保護活動に協力することとなり、今回無償で所有権移転に応じた形となっております。

今後の話としまして、まだまだ先の話になりますが、場合によっては行政側でその土地一帯を保全管理のため買収するとなれば、譲受人の方は無償でこの土地を引き渡すとの話があったとのこと。

申請地の経緯、申請に至るいきさつにつきましては、以上となりますが、次に農地法に係わるビオトープの転用についてご説明いたします。

ビオトープは人の手を加える里山の自然などとは違い、極力ひとの手を加えない状態の生息空間を作るものとなります。

そのことから、今回の申請地は極端な話をすれば大木の生えている遊休農地という判断もできる場所になります。

なおかつ、その場所がそのままの状態を維持するための転用となることから、事務局でも初めての案件となるため、県の東葛飾農業事務所と協議しておりました。

結論から申し上げますと、県としては農地としての利用ではないこと、また荒れた状態であっても、それが生物多様性の事業に供するという判断ができることなどから、ビオトープとして転用が可能であると判断できるとのことです。

また、ビオトープの考え方自体が危ういものとなるため、今後、同一の案件があった場合には、その都度、市と県で協議していくことで県も同意しております。

次に、今回の申請地は過去に転用許可が出された場所ではありますが、県の見解としましては、現場が転用された形跡がなく、また時間も経過していることから、転用の計画変更ではなく、転用の出し直しで対応が可能であると判断していただきました。

説明は以上となります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員 2点ありまして、1点目は、ビオトープというのは、今回の事例の判断が続くのか、それともその都度の確認なのか。

もう1点はビオトープってのは考え方がいっぱいあって、現状のままでずっとおいておくのか、それともある程度は手を加えて、伸びすぎた草が水路にかぶってきたらどうしようもなく、全部刈るんじゃなくて、少しは刈ろうとか。

そのあたりは基本、いじらないって考え方の理解でいいんですかね。

事務局 先に最後の質問から答えさせていただきますけれども。

今回のビオトープにつきましては、みどりの課の意見なんですけれども、極力自然体のまま、ホタルが生息できるよう保全というのを聞いています。

また、そこに入るためのちょっとしたけもの道とか、景観的に水辺の方が見えるようにということで、多少なりとも除草はしてるということを伺っています。

1 点目は、県とも話したんですけれども、単純に今回みた現場というのが、大木が生えていて、遊休農地という判断ができる場所でした。

今後、そういう土地がでてこないとも限らない、という判断になりまして、みどりの課とも協議をさせてもらったんですけれども、総合的な考え方でみていくということになります。

荒木委員 ありがとうございます。

ちょっと懸念しているのが、利根川沿いのこうのとりの里があるエリアがあって、野田市はそういう言い方はしてないですけど、大分手を入れたビオトープって考え方ができるんです。

で、さらに奥の方まで行くと、手がついてないところもあって、そこをどうするかって。

今回の考え方をもってくると、少し面倒だなんて思ってます。

議長 今のは意見として伺っておきます。

他によろしいでしょうか。

他に質問がないようでしたら、この件についての審議は他の案件とまとめて最後に採決いたしますので、次に進んでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

議長 それでは次に進みます。

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の申請については、無償で所有権移転となり、現地の造成等ありません。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

自然の状態で残すこと、また周辺農地も同じ状態のため、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も、特にありません。

以上です。

議長 申請番号 8 番、9 番について、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番、9 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 4 筆 合計で 696 平方メートルとなっておりますが、その内 1 筆が賃貸借権設定、3 筆が所有権移転となります。

転用の目的は、資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします

山田委員 申請番号 8 番、9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿バスターミナルから、おおむね 1 k m 以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周りを単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆 1,086 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周りをフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和51年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成14年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定によ

る処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。
—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。
これより議案第3号について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手—

全員賛成と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

野田市長より令和6年11月22日付けで、令和6年度第8次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございますが、おおむね2年から10年の賃借権設定が、田4筆、畑10筆、合計14筆11,258平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。
—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。
これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積計画 一括 について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

野田市長より令和6年11月22日付けで、令和6年度第8次農用地利用集積計画一括について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

11 ページをご覧ください。

おおむね、5年から10年の賃借権及び使用貸借権設定が畑5筆、田5筆、合計10筆7,633平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第5号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 5 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、4 件受理しております。

次に 6 ページから 11 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、20 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 2 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 12 ページから 16 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2 件提出がありました。

次に 17 ページをご覧ください。

報告第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 件提出がありました。

現地については、10 月 7 日に、山田推進委員と一緒に確認しております。

次に 18 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地法第 30 条に基づく利用状況調査の実施報告についてですが、野田市では平成 11 年より組織運動として、農地パトロールに取り組んでおります。

そのような中、平成 28 年に農業委員会法が改正され、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務になったことを踏まえ、地域の農地利用の総点検を行うとともに、利用意向調査を実施し、遊休農地の発生防止と解消対策に、引き続き取り組んでいるところです。

本年度では、8 月 29 日と 30 日に農地利用最適化推進委員及び農業委員の皆さまで、担当区域ごとに市内全域の現地調査を行いました。

その結果、第 1 区域では、9 筆約 0.53ha、第 2 区域では、4 筆約 0.18ha、第 3 区域では 1 筆約 0.07ha、を新たに遊休農地と判断しました。

また、解消された遊休農地は、第 1、第 2、第 3 区域を合わせて合計約 0.41ha の遊休農地が解消されたことを確認いたしました。

今後、遊休農地の所有者に対して、12 月中旬を目途に、農地の利用意向調査を実施いたします。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。
(午後 3時 00 分)